

北はりま消防組合発表資料

題 名 職員の懲戒処分について
日 時 令和7年3月24日（月）
場 所
趣旨 「北はりま消防組合職員の懲戒処分等に関する指針」の懲戒処分の公表基準に基づき公表するもの
1 処分事案1 (1) 被処分者 男性 50歳代（管理職員） (2) 処分内容 減給10分の1（1月） (3) 処分年月日 令和7年3月21日 (4) 事案の概要 勤務中に公用パソコンによる職務に関係のない動画を視聴していた件
2 処分事案2 (1) 被処分者 男性 50歳代（管理職員） (2) 処分内容 減給10分の1（3月） (3) 処分年月日 令和7年3月21日 (4) 事案の概要 勤務中に私用スマートフォンによるゲームを実施していた件
3 管理監督者の処分 上記2事案の被処分者の管理監督者として、消防署長（男性 50歳代）を「訓告」とした。

4 処分の理由

当該行為は、職務専念義務を怠り公務運営に支障を生じさせたことから、北はりま消防組合職員の懲戒処分等に関する指針に基づき上記処分を行った。